

工事現場責任者認定試験（平成29年度第4回）について

平素は、阪神高速道路株式会社の事業に御理解、御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。
さて、次のとおり工事現場責任者認定試験（平成29年度第4回）の実施内容を定めましたので、御案内致します。

■工事現場責任者認定試験（平成29年度第4回）

- 阪神高速技研株式会社が実施する工事現場責任者認定試験（講習会および認定試験）に合格した方を、当社が「工事現場責任者」として認定します。（認定期間は5年間です。）
- 認定試験の受験資格は、平成24年度以降に道路上（歩道は含みません）での保安規制を伴う工事等を指揮・監督または施工した経験のある方です。
- 認定試験は、平成30年2月22日（木）または平成30年2月23日（金）に実施します。
- 認定試験に関する詳しいご案内は、こちら ⇒ <http://www.hanshin-tech.co.jp/certificate-test/pdf>

工事現場責任者認定制度について（平成18年2月制定）

- 阪神高速道路上での日常の保守点検および補修工事等について、一層の安全性向上、迅速な作業による交通規制時間の短縮および工事による渋滞の緩和をめざし、当社の「工事現場における保安施設の設置基準」に規定する「工事現場責任者」について、認定制度を導入しています。
- 平成18年度以降当社が発注する保守点検、補修工事等のうち、供用中の阪神高速道路上において保安規制を実施するすべての工事（以下「補修工事等」といいます。）に適用します。
- 補修工事等の現場には、当社が認定した「工事現場責任者」を配置していただきます。なお、同一工事において同一日時に複数の保安規制を実施するときは、保安規制箇所ごとに「工事現場責任者」が必要となります。
- 当社と補修工事等の契約を締結したときは、現場着手までに、現場に配置させる「工事現場責任者」を選任していただき、当該「工事現場責任者」には当社が指定する保安規制実技講習を受講していただきます。

工事現場責任者 受注者は、高速道路上で保安規制を伴う工事・作業を行う場合は、当該作業の保安規制に係る事項について統括する責任者（以下「工事現場責任者」という。）を定め配置しなければならない。工事現場責任者は、保安規制の計画・実施及び交通誘導警備員・作業員の安全教育・指導の任に当たるものとする。

（阪神高速道路株式会社「工事現場における保安施設の設置基準」9.3 工事現場責任者 より）

■お問い合わせ先

- 認定制度について

阪神高速道路株式会社 保全交通部 保全企画課

電話番号 06-6252-8121 ホームページアドレス <http://www.hanshin-exp.co.jp/company/index.html>

- 認定試験、更新手続について

阪神高速技研株式会社

電話番号 06-6105-3362 ホームページアドレス <http://www.hanshin-tech.co.jp/index.html>

※電話による問合せ受付時間は、土・日・祝祭日を除いた月曜から金曜の午前9時30分～12時及び午後1時～5時30分です。